

中和田剣友会会則

- 第一条 本会は相模原市剣道連盟所属中和田支部中和田剣友会と称す。
- 第二条 本会は剣道の奨励発展と青少年の健全育成を目的とする。
- 第三条 本会は同好の人々並びに賛助会員をもって会員とする。
- 第四条 本会は第二条の目的を達するために左記の行事を行う。
一、毎週二回以上の稽古。二、毎年四回以上の進級審査。三、三箇月に一度の会内試合。
- 第五条 本会に左記の役員及び事務局をもうける。
会長一名。副会長二名。理事、相談役、顧問、参与若干名。事務局。
- 第六条 本会役員の任務は左記のとおりとする。
一、会長は本会を代表し会務を総理し理事会を招集し議長となる。
一、副会長は会長を補佐し会長事故ある時はこれを代理とする。
一、理事は会の運営を審議する。
一、顧問及び参与並びに相談役は会長の諮問に応じる。
- 第七条 役員任期は二箇年とする。但し留任は防げない。
- 第八条 本会の会費及び後援会費は毎月第一稽古日に納入するものとする。
- 第九条 本会の会計年度は四月一日に始まり翌年三月三十一日に終わる。
- 第十条 本会員にして本会の趣旨に反するがごとき行為ありたるときは、理事の協議により会長これを除名する事が出来る。
- 第十一条 本会則の改正は理事会の決議により行なう。
附 則
- 第一条 この会則は昭和五十二年十一月一日より施行する。

きりとり

入会申込書

貴会の趣旨に賛同し、入会金及び会費、後援会費を添えて入会致します。なお、会の運営、指導については指導者に一任致します。

令和 年 月 日

住所 〒 相模原市南区上鶴間本町

電話 () ()

ふりがな

本人氏名

生年月日 昭和・平成・令和 年 月 日生

学校名 学校 年 月 日生

保護者名 ④ 組 満 才

中和田剣友会会長殿